

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程

昭和55年3月31日

訓令甲第9号

(目的)

第1条 この規程は、警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和27年東京都条例第135号。以下「条例」という。）に定める協力援助者と認定された者（以下「協力援助者」という。）及び協力援助者の遺族に対して支給する災害に伴う見舞金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(見舞金の種類)

第2条 見舞金の種類は、次のとおりとする。

- 死亡見舞金
- 障害見舞金
- 負傷見舞金

(死亡見舞金)

第3条 死亡見舞金は、協力援助者が協力援助行為により死亡した場合に、当該協力援助者の遺族に支給する。

2 前項の見舞金の額は、3,000万円とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）が適用される事案については、2,250万円とする。

(遺族の範囲及び受給順位)

第4条 死亡見舞金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。

配偶者（婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

- 子
- 父母
- 孫
- 祖父母
- 兄弟姉妹

2 死亡見舞金を受けべき遺族の順位は、前項各号に掲げる者の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(障害見舞金)

第5条 障害見舞金は、協力援助者が協力援助行為により負傷し、又は疾病にかかり治つたとき、警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和43年6月13日東京都公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）別表第2に定める程度の障害が存する場合に、当該協力援助者に支給する。

2 前項の見舞金の額は、別表第1に定める各障害等級に応じた額とする。ただし、自賠法が適用される事案については、別表第2に定める各障害等級に応じた額とする。

(負傷見舞金)

第6条 負傷見舞金は、協力援助者が協力援助行為により負傷し、又は疾病にかかり、2週間以上の療養を必要とする場合に、当該協力援助者に支給する。

2 前項の見舞金の額は、別表第3の基準による。

(見舞金の調整)

第7条 障害見舞金を受けた者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに規則別表第2中の他の障害等級に該当するに至つた場合、又は障害見舞金を受けた者が同一の傷病により死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から障害の程度変更前又は死亡前の障害の障害等級に応ずる障害見舞金の額を減じた額を支給する。

2 障害のある者が、協力援助行為による負傷又は疾病によつて更に同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害の障害等級に応ずる障害援助者の額から加重前の障害の障害等級に応ずる障害見舞金の額を減じた額を支給する。

(見舞金の申請)

第8条 規則第2条に定める取扱所属長(以下「所属長」という。)は、第3条又は第5条の見舞金の支給を受けようとする者から次の各号に掲げる見舞金の種別に応じた申請書等を徴し、警視總監(給与課長経由。以下同じ。)に提出するものとする。

死亡見舞金

- ア 死亡見舞金申請書(別記様式第1)
- イ 給付決定通知書(規則様式第13号)の写し
- ウ 申請者の印鑑証明書
- エ 除籍した戸籍謄本

障害見舞金

- ア 障害見舞金申請書(別記様式第2)
- イ 給付決定通知書(規則別記様式第13号)の写し

2 障害見舞金を受けようとする協力援助者が、同一傷病によらず申請前に死亡した場合は、当該協力援助者の遺族から前項第2号に定める障害見舞金申請書等を徴するものとする。

3 見舞金の申請は、死亡見舞金については協力援助者の死亡が協力援助行為によるものと認定されたことを知つた日から、障害見舞金については協力援助行為による負傷又は疾病に基づく障害の程度が決定されたことを知つた日から、それぞれ2年以内に行わなければならない。

(申請の代表者)

第9条 所属長は、見舞金を受けることのできる遺族が2人以上ある場合は、そのうちの1人を見舞金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 所属長は、代表者に選任された者からその旨を証明することのできる書類を徴し、警視總監に提出しなければならない。

(支給の決定)

第10条 警視總監は、第8条の規定に基づく申請を受理したときは、これを審査し、見舞金の支給に関する決定を行い、その結果を見舞金支給決定通知書(別記様式第3)により、速やかに所属長を経由して申請者に通知する。

- 2 警視總監は、協力援助者が第6条に規定する負傷見舞金の支給該当者と認定したときは、同条に定める基準により負傷見舞金の額を決定する。
- 3 警視總監は、前2項の決定を行うに当たつて協力援助者に重大な過失が認められる等見舞金を支給することが著しく妥当性を欠く場合には、支給しないか、又はその額を減じて支給することができる。

(支給手続)

第11条 所属長は、前条第1項の見舞金支給決定通知書を受けた申請者から見舞金請求書(別記様式第4)及び東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)に規定する支払金口座振替依頼書を徴し、警視總監に提出するものとする。

2 警視總監は、前条第2項により負傷見舞金の支給を決定したときは、負傷見舞金支給決定通知書(別記様式第5)と共に所属長を経由して当該協力援助者に支給するものとする。

3 所属長は、負傷見舞金を支給したときは、領収書(別記様式第6)を徴し、警視總監に送付するものとする。

(記録簿)

第12条 給与課長は、見舞金支給記録簿(別記様式第7)を備え付け、見舞金の実施に関し必要な事項を記録するものとする。

付 則

(施行期日等)

この訓令は、昭和55年3月31日から施行し、昭和54年4月1日以降に支給事由の生じた災害から適用する。

別表第1(第5条関係)

	見舞金額
第1級	3,000万円
第2級	2,590
第3級	2,220
第4級	1,890
第5級	1,570
第6級	1,300
第7級	1,050
第8級	820
第9級	620
第10級	460
第11級	330
第12級	220
第13級	140
第14級	80

別表第2(第5条関係)

	見舞金額
第1級	2,250万円
第2級	1,940
第3級	1,660
第4級	1,410
第5級	1,170
第6級	970
第7級	780
第8級	610
第9級	460
第10級	340
第11級	250
第12級	170
第13級	110
第14級	60

別表第3（第6条関係）

療 養 期 間	基 本 額	功 勞 加 算
2 週 間 以 上 1 か 月 未 満	12 万 円 以 内	8 万 円 以 内
1 か 月 以 上 3 か 月 未 満	20 万 円 以 内	20 万 円 以 内
3 か 月 以 上	40 万 円 以 内	40 万 円 以 内

年 月 日

警 視 総 監 殿

申請者  
住所

氏名  
死亡者との続柄

死 亡 見 舞 金 申 請 書

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程に基づき、下記のとおり申請します。

記

認定番号	-		区分	協力要請 被害者救助	犯人逮捕 人命救助
死す 亡る 者事 に項 関	氏名		生 年 月 日	年 月 日	生
	被 災 年月日	年 月 日	死 亡 年月日	年 月 日	日
見 舞 金 遺 を 族 受	氏 名	死亡者との続柄	住 所		
事 案 の 概 要					自賠法適用の有無
					有 無
上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 取扱所属長 職 氏 名 <span style="float: right;">印</span>					
添付書類名					
受理年月日	年 月 日	第 号	決定金額	円	

注1 該当する にレ印を付けること。

2 受理年月日欄及び決定金額欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

警 視 総 監 殿

申請者  
住所

氏名  
協力援助者との続柄

障 害 見 舞 金 申 請 書

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程に基づき、下記のとおり申請します。

記

認定番号	-	区分	協力要請 被害者救助	犯人逮捕 人命救助
協力援助者の氏名	生年月日	年	月	日生
	被災年月日	年	月	日
	症状固定日	年	月	日
傷病名				
事案の概要				
	自賠法適用の有無		有	無
障害の部位及び程度				
障害等級	第 級 号（ 年 月 日決定）			
既存の障害及び程度				
上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 取扱所属長 職 氏 名 <span style="float: right;">印</span>				
添付書類名				
受理年月日	年	月	日	第 号
			決定金額	円

注1 該当する にレ印を付けること。

2 受理年月日欄及び決定金額欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



別記様式第4（第11条関係）

年 月 日

警 視 総 監 殿

請求者

住所

氏名

見 舞 金 請 求 書

年 月 日付けをもつて支給決定を受けた見舞金について、  
下記のとおり請求します。

記

1 見舞金の種類 死亡見舞金  
障害見舞金

2 支給金額 円

注 該当する にレ印を付けること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



年 月 日

殿

警視総監



負傷見舞金支給決定通知書

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程第10条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり見舞金の支給を決定したので通知します。

記

1 協力援助者の住所、氏名及び認定番号

2 支給金額 円

3 傷病名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 6 ( 第 1 1 条関係 )

領 収 書

金 額								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程に基づく見舞金

上記の金額を領収しました。

年 月 日

警 視 総 監 殿

住所

氏名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第7（第12条関係）

見舞金支給記録簿

						認定番号	-			
協力援助者氏名 生 年 月 日						傷病名				
住 所						被災年月日	年 月 日			
職 業						治ゆ年月日	年 月 日			
取 扱 所 属						死亡年月日	年 月 日			
見舞金の種類		死亡見舞金		障害見舞金		負傷見舞金		症状固定日	年 月 日	
事 案 の 概 要								自賠法の適用	有 無	
死亡見舞金	支給決定年月日	受給者（遺族）氏名	住 所		死亡者との続柄		支 給 金 額			
	年 月 日						円			
	年 月 日						円			
障害見舞金	障害の部位及び程度									
	障 害 等 級		第 級 号（ 年 月 日決定）				第 級 号（ 年 月 日決定）			
	支給決定年月日	年 月 日	支給金額	円		摘 要				
	支給決定年月日	年 月 日	支給金額	円		摘 要				
負傷見舞金		支給決定年月日	年 月 日			支 給 金 額		円		

注 該当する にレ印を付けること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。